

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成19年9月13日(2007.9.13)

【公表番号】特表2003-509320(P2003-509320A)

【公表日】平成15年3月11日(2003.3.11)

【出願番号】特願2001-523329(P2001-523329)

【国際特許分類】

C 03 C 13/06 (2006.01)

D 01 F 9/08 (2006.01)

【F I】

C 03 C 13/06

D 01 F 9/08 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年7月23日(2007.7.23)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】以下を含む1200以上の大使用温度を有する繊維：

SiO₂ > 64.25重量%

CaO > 18重量%

MgO < 17重量%

であって、モル%でのMgOの量は、モル%でのCaOの量よりも多く、またSiO₂過剰は21.8モル%以下である当該繊維、

ここにSiO₂過剰とは、すべてのCaOがCaO·MgO·2SiO₂として結合し、すべてのZrO₂がZrO₂·SiO₂として結合し、残りのMgOがMgO·SiO₂として結合し、そして如何なるAl₂O₃もAl₂O₃·SiO₂として結晶化するものとして計算された残りのSiO₂の量である。

【請求項2】以下を含む請求項1記載の繊維：

CaO < 21重量%。

【請求項3】以下を含む請求項2記載の繊維：

CaO < 20.5重量%。

【請求項4】以下を含む請求項1乃至3のいずれか1項記載の繊維：

CaO > 19重量%。

【請求項5】以下を含む請求項4記載の繊維：

CaO < 19.5重量%。

【請求項6】以下を含む請求項1乃至4のいずれか1項記載の繊維：

MgO > 14.25重量%。

【請求項7】以下を含む請求項6項記載の繊維：

MgO > 14.75重量%。

【請求項8】以下を含む請求項7項記載の繊維：

MgO > 15.25重量%。

【請求項9】以下を含む請求項1乃至8のいずれか1項記載の繊維：

MgO < 16重量%。

【請求項10】以下を含む請求項1乃至9のいずれか1項記載の繊維：

SiO₂ 65±0.5重量%

C a O 2 0 ± 0 . 5 重量 %

M g O 1 5 ± 0 . 5 重量 %。

【請求項 1 1】 以下を含む請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項記載の纖維：

S i O₂ 6 4 . 5 - 6 4 . 7 重量 %

C a O 1 9 . 5 - 2 0 . 2 重量 %

M g O 1 5 . 5 - 1 5 . 6 重量 %。

【請求項 1 2】 以下から成る請求項 1 乃至 1 1 のいずれか 1 項記載の纖維：

C a O 1 8 . 7 から 2 0 . 2 重量 %

M g O 1 4 . 4 7 から 1 5 . 9 重量 %

S i O₂ 6 4 . 5 から 6 5 . 1 重量 %

A l₂ O₃ 0 から 0 . 5 6 重量 %

及び不可避的な混入不純物。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 5

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 5】

過剰 S i O₂ 数値は、すべての C a O が C a O · M g O · 2 S i O₂ として結合し、すべての Z r O₂ が Z r O₂ · S i O₂ として結合し、残りの M g O が M g O · S i O₂ として結合しているものとして計算される。出願人はまた、如何なる A l₂ O₃ も A l₂ O₃ · S i O₂ として結晶化すると仮定している。残りの S i O₂ を過剰 S i O₂ と称する。

本発明は、図面を参照しつつ以下の記述中の例示によって説明される。